

証券コード 7120
(発送日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋五丁目20番8号
株式会社 S H I N K O
代表取締役社長 村 上 芳 仁

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を次ページ記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kk-shinko.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7120/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「SHINKO」又は「コード」に当社証券コード「7120」(半角)を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年6月18日（木曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲1
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

第12期定時株主総会 事前質問のご案内

事前質問受付サイトへのアクセス方法

●受付期間

2026年5月29日（金）0：00～2026年6月14日（日）17：00まで

●入力方法

- ① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URLまたはQRコードを使い、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

URL <https://links-v.pdcp.jp/7120/2026/shinko/>



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② ログインID及びパスワードを入力し、「ログイン」のボタンを押してください。

ログイン画面



ログインID

議決権行使書用紙に記載のある株主番号（9桁）を半角数字で入力

パスワード

株様のご登録住所の郵便番号（7桁）をハイフン抜き、半角数字で入力

議決権行使書用紙を郵送する前に、必ずお手元に株主番号をお控ください。

- ③ ログイン後「事前質問」よりカテゴリを選択し、ご質問内容をご入力の上、「送信」のボタンを押してください。

<事前質問についての注意事項>

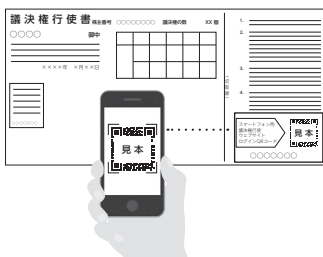
- ・株主様よりお寄せいただいたご質問の中から、多くの株主様のご関心が高いと思われる事項につきまして、株主総会当日にご回答させていただきます。
- ・すべてのご質問に対し、必ずしもご回答をお約束するものではありません。また、ご回答できなかったご質問につきましては、後日を含め個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・事前質問サイトは、毎日午前1時から午前5時までは、保守・点検のためご利用休止いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

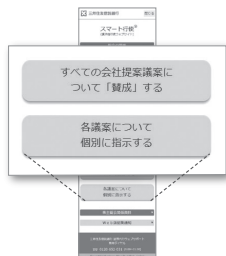
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

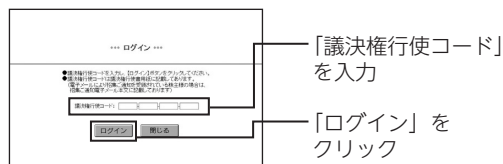
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

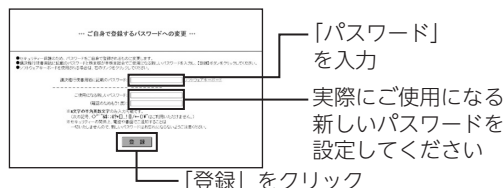
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

わが国経済は、2026年3月の政府の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」とあります。企業の設備投資や個人消費は持ち直しの動きがみられ、先行きについては雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、2026年2月にアメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃をきっかけにイラン紛争が勃発し、ホルムズ海峡の封鎖によりエネルギー供給や物流に深刻な混乱が発生し、その影響は全世界へと波及しています。中東情勢悪化により、原油・LNG価格は高騰し、そこから燃料費の高騰、物流コストの上昇、原材料価格の高騰という形で企業活動に影響を与えておりますので、今後の動向を注視していく必要があると感じております。

一方、2026年の春季労使交渉においては、近年の高い賃上げの勢いを保ち、平均賃上げ率は5%を超え、2024年から3年連続の5%台を維持する見込みとなっております。2026年1月に取適法が施行され、中小企業の交渉力が強化された結果、人件費の上昇を理由とする価格転嫁が進展した中小企業と大企業の企業規模間格差は縮小してまいりました。

当社を取り巻くIT市場では、Windows10のサポート終了、「NEXT GIGA」やガバメントソリューション等、政府による大規模な投資が行われた一年でした。

当社の2026年3月期は2025年4月に70名の新卒社員を迎えスタートしました。

当初2025年10月にサポートの終了を迎えるWindows10からWindows11へのパソコンの入れ替えや新規購入による需要が大幅に伸びると予測しておりましたが、期中で有償によるサポート期間の延長を選択する取引先が複数でてまいりました。一方、医療機関においては、11月以降も引き続き需要が伸び、件数はわずかですが2026年4月以降に持ち越す案件が出ております。

文部科学省が推進するGIGAスクール構想の第2期「NEXT GIGA」では、第1期において配備された1人1台端末の入れ替えや、ICT環境の整備が進み、当社が提供する教育機関専用インターネット回線プロバイダーサービス「MSK@ひかり」の導入件数が伸びております。

そのほか、デジタル庁によるデジタルガバメント政策の推進に伴い、官公庁のネットワーク関連の工事の受注と作業が大幅に増加しました。

また、介護施設における人材不足解消のための見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の導入を支援する補助金であるIT導入補助金2025等を利用したシステムの導入が進みまし

た。加えて、2028年4月に本格運用を開始する介護情報基盤を活用した情報共有のためのカードリーダー等の導入やWebサービスのアカウント設定等の対応が、介護事業所や医療機関において徐々に開始し、導入支援事業者としての活動がスタートしました。

この結果、当事業年度の業績は、19,383,783千円（前事業年度比14.7%増）、営業利益913,401千円（同32.8%増）、経常利益926,342千円（同33.9%増）、当期純利益675,152千円（同31.6%増）となりました。

当事業年度は、下期において北関東支店の移転を決定したため、移転後継続使用しない資産を減損損失として特別損失に計上いたしました。

複数の大型案件受注による売上高の大幅な成長と、価格転嫁交渉等の取り組みによる利益率向上によって、2024年7月に発表した新中期経営計画において最重要テーマとした「成長と収益力向上」の実現に一步近づきました。

当社はこの3年間で事業基盤拡大の3ヶ年と位置付けております。2年目である当事業年度においては、医療DX、教育DX、自治体DX、企業DX等の推進に伴う需要に積極的に対応していくことで、前年に引き続き着実に事業基盤を拡大してまいりました。

当社の成長は人材が鍵を握ることから、当事業年度においても新卒及び中途社員の採用、教育、エンジニアの育成に注力しながら、賞与支給額を従来の3か月から4か月に増やし、従業員満足度の向上にも努めてまいりました。この結果、当事業年度の離職率は6.5%と、日本全体の常用労働者の平均離職率や産業別離職率と比較して低く抑えられております。

また、当事業年度よりサステナビリティやESGへの取り組みにも注力し、EcoVadisバッチの取得や、SBT認定取得に向けてGHG排出量（Scope 1、2、3）を算定いたしました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

なお、「セグメント利益」は、本源的な事業の業績を図るために、本社管理部門の販売費及び一般管理費配賦前の営業損益を示しており、各報告セグメントの全社への貢献を明確化した利益指標であります。

保守サービス事業

保守サービス事業では、システムのサポート、機器の保守、コールセンター、ヘルプデスクサービス等を提供しております。

事業の主軸であるウィーメックス株式会社製電子カルテシステム、レセプトコンピュータの保守は、既存顧客の機器リプレイス時に契約形態を当社と顧客がメディコムハード保守契約を直接締結する方式から、顧客とウィーメックス株式会社が保守契約を締結し、ウィーメックス株式会社から当社がハードに係る保守を受託し保守料を受領するシステムサポート契約方式への切り替えが、当事業年度においても進みました。

一方でこの契約方式になることで、これまで未契約であった顧客との契約締結が促進されて

いることから、契約件数は増加傾向にあります。

また、ウィーメックス株式会社以外では、医療機関・保険薬局及び訪問看護ステーション向けオンライン資格確認導入後の保守や、オンライン請求の開始に伴うネットワークの保守が引き続き増加しております。更にソリューション事業において小売店の新店開店や出店エリア拡大に伴うネットワーク工事案件が増加し、工事完了後引き続き保守を受託することで契約数が増加しております。その他、銀行、病院等のネットワーク機器の保守、空港内システムの保守拡大、プリンターのサブスクリプションサービスである「フラット12」も導入件数を伸ばしております。

9月から開始したテクニカルセンターにおける新たな取り組みである電子黒板のリペア運用業務に加えて、医療機器のリペアも受託する等、事業は引き続き堅調に成長しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高5,140,314千円（前事業年度比4.4%増）、セグメント利益1,017,902千円（同16.6%増）となりました。

ソリューション事業

ソリューション事業では、主要取引先であるKDDI株式会社をはじめ、全国の企業、官公庁からの依頼により、IT機器の販売、設計・構築、設置展開作業を受注しております。

当事業年度は、2025年10月のWindows10サポート終了に伴う、パソコンのWindows11への移行や新規導入に係るマスタ作成、キッティング等の案件が増加しました。特に医療機関向けのパソコン導入案件に多く対応してまいりました。

また、医療機関・薬局向けオンライン資格確認用機器は、開業による新規設置と以前導入した機器の更改のタイミングにより、全国で対応案件が増加しました。病院向けネットワーク配線作業や電子カルテ導入等の作業も順調に進みました。

また、GIGAスクール構想第2期の開始に伴い教育機関専用インターネット回線プロバイダーサービス「MSK@ひかり」の導入件数も順調に伸長し、教育委員会による大型導入案件にも対応いたしました。

その他、小売店の新店開店に伴うネットワーク構築、官公庁案件等、期初の想定以上に対応してまいりました。

官公庁のシステム更新等に係る案件は、第4四半期から本格的に工事を開始し、3月末までに完成図書納品が完了した案件については当事業年度の実績として計上しました。本件については、来年度も継続して対応してまいります。

この結果、当事業年度の業績は、売上高11,973,870千円（前事業年度比22.0%増）、セグメント利益938,125千円（同18.8%増）となりました。

人材サービス事業

人材サービス事業では、2026年3月31日時点で259名が従事しております。2025年3月

31日時点と比較して人員数が4名減少しております。これは、ソリューション事業における複数の大型案件の対応に向けて、社内の人員体制整備のためにジョブローテーションを図ったことが一つの要因です。派遣者数は減少したものの、派遣単価交渉と請負案件受託のために積極的な営業活動を図った結果、前事業年度と比較して事業は成長いたしました。

定期的な若手社員のスキルアップのための勉強会開催や個別面談、派遣者の要望に応えたローテーションの実施等の取り組みが功を奏し、離職者は減少傾向にあります。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,269,598千円（前事業年度比4.8%増）、セグメント利益315,622千円（同3.8%増）となりました。

事業別売上高（単位：千円）

事業区分	第11期 (2025年3月期) (前事業年度)		第12期 (2026年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
保守サービス事業	4,923,593	29.1%	5,140,314	26.5%	+216,721	4.4%
ソリューション事業	9,815,785	58.1	11,973,870	61.8	+2,158,085	22.0
人材サービス事業	2,165,097	12.8	2,269,598	11.7	+104,501	4.8
合計	16,904,476	100.0	19,383,783	100.0	+2,479,307	14.7

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は89,325千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

会計システム更改のため9,610千円の投資を実施いたしました。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

社内業務用パソコンの更新（リース）のため35,479千円、社内システム改修のため19,410千円、保守サービス用機器及び社内什器等購入のため16,751千円、事務所移転・レイアウト変更のため8,074千円の投資を実施いたしました。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の様況

当社は、運轉資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当事業年度において、短期借入金として総額1,400百万円の借入を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の様況

区 分	第 9 期 (2023年 3 月期)	第 10 期 (2024年 3 月期)	第 11 期 (2025年 3 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	15,948,715	16,145,670	16,904,476	19,383,783
経 常 利 益 (千円)	762,418	634,787	691,573	926,342
当 期 純 利 益 (千円)	481,563	410,621	512,872	675,152
1 株当たり当期純利益 (円)	93.51	75.03	98.58	143.53
総 資 産 (千円)	6,466,730	6,515,580	6,369,629	8,768,702
純 資 産 (千円)	1,625,265	1,914,541	1,750,825	2,273,884
1 株当たり純資産 (円)	301.98	347.98	372.21	483.40

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。第9期(2023年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、中東情勢の企業活動への影響が懸念されます。当社への直接的な影響はさほど無いと考えておりますが、取引先の状況次第では事業に影響を及ぼす可能性がありますので、状況を注視してまいります。

また、AIデータセンターにおけるHBM（高帯域幅メモリ）の需要が高まり、パソコン向けメモリの生産能力が奪われ、品薄の状況が発生し、それによりパソコンやサーバーの供給が需要を下回る傾向が出始めております。これに加えて、円安により海外製品の輸入コストが増加していることから、IT機器の価格が高騰しており、2026年中はこの状況が続くと予測されております。IT機器の供給状況と価格高騰は当社の全ての事業に影響を及ぼす可能性があるため、状況を見ながら、適切なタイミングで適切な調達を実行すること、価格転嫁の交渉といった対応を全社で図ってまいります。

2026年の国内IT市場は、2025年10月の「Windows10」のサポート終了に伴うPC駆け込み需要が収束し、その反動が出る可能性があるものの、企業や官公庁におけるIT支出は引き続き好調であり、IaaS、ソフトウェア、ITサービス等の各分野は2026年も堅調に拡大を維持し、生産性向上、収益拡大を目的としたデジタル化、既存システムのマイグレーション等を目的としたIT支出は拡大すると予測されております。

2026年3月期にソリューション事業の売上高拡大の要因となった、政府が推進するガバメントソリューションサービスやガバメントクラウド関連の作業については、デジタル庁の令和8年度の予算において情報システムの整備・運用費用の拡大が計画されており、引き続き需要があると考えております。当社では当事業年度において整備した体制及び蓄積したナレッジを活かし、業務効率の向上を図りながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、医療DXの一環として介護情報基盤を活用した情報共有のための機器導入といったIT投資も拡大することが予測されますので、関連する案件を積極的に獲得し、更なる事業基盤拡大を図ってまいります。

2026年4月より、新中期経営計画の最終年度がスタートします。2年目の当事業年度においては、計画を大幅に達成し、「成長と収益力向上」、そして事業基盤拡大が着実に進展した1年間となりました。最終年度においてもこれらの目標を達成し、営業利益10億円突破を目指してまいります。

そのために各セグメントで対処すべき課題は下記の通りです。

保守サービス事業

当社が営む3つの事業のうち、最も利益率の高い保守サービス事業を伸ばしていくことは、全社の利益率向上にもつながります。ダウンタイムの最小化と事業継続性を重視する企業や医療機関のオンサイト保守の需要に応えることは、当社の創業時からのミッションであります。我々のサービス品質の低下は、取引先の事業継続性に影響を与えることとなりますので、今後も安定した保守サービスが提供できるよう、カスタマエンジニアの採用、教育に注力してまいります。

また事業の成長のために、今後もソリューション事業とのシナジーを活かし新規の保守案件、コールセンター案件の獲得を目指してまいります。加えて、当事業年度より本格的に開始したパソコンの運用管理や保守、廃棄までをサービス化したLCM案件の拡大に取り組んでまいります。

ソリューション事業

Windows10サポート終了に伴うパソコン需要の反動が予測される一方、政府のガバメントソリューションサービスやガバメントクラウドへの投資が引き続き拡大していくことから、当事業年度から続く工事案件への対応と並行して新規案件の獲得を目指してまいります。

当事業年度において複数の大規模案件に取り組んでまいりましたが、自社で対応できない工事案件に係る外注費が想定以上に増加し、利益率に影響が出たケースがありました。今後同様の案件については、当事業年度に培った知見や体制を活かして業務効率の向上に取り組むとともに、新たに整備した社内組織の下、小規模工事案件の内製化を図り、外注費削減を図ってまいります。

また、介護情報基盤を活用した情報共有のためのカードリーダー等の導入やWebサービスのアカウント設定等の対応が、2028年4月の本格運用開始に向けて動きだし、当社は導入支援事業者としての活動をスタートしております。ここから2年をかけて、各自治体や介護事業所等の導入を支援してまいります。リモート作業の導入により、対応時間の短縮及び対応枠の拡大を図ってまいります。

その他、ヘルスケア分野への更なる積極的な参入を目指し、2026年4月1日より組織再編を致しましたので、今後その効果が発揮し、事業基盤の拡大に努めてまいります。

人材サービス事業

既存取引先のみならず、空港や医療機器等メーカーからのエンジニアの派遣要請が引き続き増加傾向にあります。エンジニアの採用、育成に引き続き注力し、機会損失の無いよう需要に応えてまいりたいと考えております。

当社にとって人材は事業の維持、拡大の基盤であることから、人材の採用はもとより、従業員エンゲージメントの向上を引き続き全社的な重要課題として認識しております。

当事業年度においては、従業員が安心して働くことのできる職場環境の整備を目的として、カスタマーハラスメントに対する基本方針を策定いたしました。今後はリスク管理委員会を中心に、具体的な対策の実務運用を順次推進してまいります。

当事業年度においては定期昇給、ベースアップと併せて、賞与支給額を基本給の3か月から4か月分に増額、夜間当番制度の見直し、夜間の業務に従事する従業員の処遇改善を図るなど、報酬面からの魅力向上にも取り組みました。今後も継続して従業員の処遇改善に努めてまいります。

また、インナーブランディングの一環として、当事業年度においては従業員が日々の業務に取り組む様子をポスターにして、全国の主要駅において広告掲出を行いました。これは同時に企業認知度向上にもつながるものでありました。今後もこのような取り組みを継続してまいります。

企業が事業を継続するうえでは、サステナビリティやESGへの取り組みが必須であります。当事業年度においてEcoVadisバッチを取得しましたが、今後スコア向上を図り、ブロンズメダルの獲得、同時にSBT認証の取得も目指してまいります。そのために、オフィスの省エネ化、ゴミ削減、エコカー導入の促進等の取り組みを進めてまいります。

これらの施策を通じて、従業員一人ひとりのエンゲージメント向上及び持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
保守サービス事業	サーバー、パソコン、プリンター、専用端末、ネットワーク等、多様な機器の保守及びコールセンター、ヘルプデスクサービス等のシステムの運用サポートを提供しております。LCMサービスの保守・運用をしております。
ソリューション事業	システムの設計、設定、構築、設置工事、展開管理等のICTサービスの提供及び顧客の要望に合わせた機器の提案、販売、LCMサービスの展開をしております。
人材サービス事業	IT機器の保守、点検、修理を行なうカスタマエンジニア、システムの設計や、ネットワークの設計・構築、派遣先企業のフロント営業のサポートを行うシステムエンジニアの派遣をしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

本社	東京都台東区
支店	北海道支店 : 北海道札幌市 東北支店 : 宮城県仙台市 北関東支店 : 埼玉県さいたま市 東京支店 : 東京都江東区 南関東支店 : 神奈川県横浜市 中部支店 : 愛知県名古屋市 関西支店 : 大阪府大阪市 中四国支店 : 広島県広島市 九州支店 : 福岡県福岡市
テクニカルセンター	東京都江戸川区
サービスセンター	東京都台東区

(注) 1. 当社は、生産性及び業務効率の向上を目的とし、2025年4月1日付で一部の支店を統合いたしました。詳細は下記のとおりです。

旧さいたま支店は旧北関東支店と統合し、北関東支店となりました。旧北関東支店は北関東支店管下の宇都宮営業所となりました。

旧千葉支店、旧西東京支店は東京支店と統合し、東京支店管下の千葉営業所、西東京営業所となりました。

旧横浜支店は南関東支店に名称変更いたしました。

旧甲信越支店所属の各営業所は、北関東支店、南関東支店、中部支店管下となり、甲信越

支店は廃止いたしました。

2. 中部支店は、2025年4月21日付で愛知県名古屋市中区から愛知県名古屋市西区へ移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
保守サービス事業	310 (90) 名	増減なし (7名増)
ソリューション事業	280 (63)	47名増 (23名増)
人材サービス事業	267 (5)	7名減 (1名増)
全社 (共通)	38 (21)	5名減 (5名増)
合計	895 (179)	35名増 (36名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	700,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,550,000株

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を3株に分割) に伴い、発行可能株式総数は、13,700,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 5,502,000株

(注) 株式分割 (1株を3株に分割) の実施により、発行済株式の総数は3,668,000株増加しております。

(3) 株主数 2,259名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヒューマンサービス	812,700株	17.28%
S H I N K O 従業員持株会	401,700株	8.54%
福留泰蔵	300,600株	6.39%
エヌ・デーソフトウェア株式会社	228,000株	4.85%
CITIC SECURITIES BROKERAGE (HK) LIMITED AC CLIENT	162,300株	3.45%
磯野紀和	125,900株	2.68%
榎田重夫	109,800株	2.33%
A S G J a p a n 株式会社	98,400株	2.09%
上田八木短資株式会社	90,700株	1.93%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	74,300株	1.58%

(注) 1. 当社は、自己株式を798,102株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 留 泰 蔵	執行役員 指名・報酬委員会委員 株式会社ヒューマンサービス 代表取締役社長
常務取締役	石 田 英 章	執行役員 ヘルスケアビジネス統括ユニット担当 ヒューマンリソース統括ユニット担当
常務取締役	村 上 芳 仁	執行役員 経営企画室担当 コーポレートスタッフ統括ユニット担当
取 締 役	星 野 達 也	執行役員 ソリューション統括ユニット担当 カスタマセールス統括ユニット担当 テクニカルサポートセンター担当
取 締 役	漆 原 良 夫	指名・報酬委員会委員長 漆原良夫法律事務所 代表 株式会社読売ニュースサービス 顧問 パイオネット・ソフト株式会社 顧問 株式会社フォーエヌ 顧問 株式会社アイザック 顧問
取 締 役	根 本 紀 行	指名・報酬委員会委員 根本紀行公認会計士事務所 代表
取 締 役	伊 藤 憲 太 郎	指名・報酬委員会委員 Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 株式会社ボンマックス 非常勤監査役
取 締 役	ホ ー マ ン 由 佳	指名・報酬委員会委員 立正大学経済学部・同大学大学院経済学研究科 教授 株式会社ジーワン・コミュニケーションズ 取締役
常 勤 監 査 役	森 洩 琢 磨	
監 査 役	若 松 巖	藤村・若松・柳生法律事務所 弁護士
監 査 役	吉 田 修	キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社 非常勤監査役 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏は社外取締役であります。
 2. 監査役若松巖氏及び吉田修氏は、社外監査役であります。
 3. 2025年6月20日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤秀樹氏は任期満了により退任いたしました。なお、退任時における担当は、ヒューマンリソース統括ユニット担当でした。
 4. 2025年6月20日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役赤堀由紀雄氏は任期満

- 了により退任いたしました。
5. 2025年6月20日開催の第11期定時株主総会において、森淵琢磨氏は新たに監査役に選定され就任いたしました。また、同日開催の監査役会にて常勤監査役に選定され、就任いたしました。
 6. 当事業年度中の担当の異動は次のとおりです。
 - ①2025年6月20日付で取締役石田英章氏は、ヘルスケアビジネス統括ユニット担当兼テクニカルサポートセンター担当からヘルスケアビジネス統括ユニット担当兼ヒューマンリソース統括ユニット担当となりました。
 - ②取締役村上芳仁氏は、2025年4月1日付で経営企画室長兼コーポレートスタッフ統括ユニット担当から、経営企画担当兼コーポレートスタッフ統括ユニット担当となりました。また、2025年6月20日付で常務取締役就任いたしました。
 - ③2025年6月20日付で取締役星野達也氏は、ソリューション統括ユニット担当兼カスタマセールス統括ユニット担当から、ソリューション統括ユニット担当兼カスタマセールス統括ユニット担当兼テクニカルサポートセンター担当となりました。
 - ④2025年6月20日付で社外取締役漆原良夫氏は、指名・報酬委員会委員長に再選され、就任いたしました。代表取締役社長福留泰蔵氏、社外取締役根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏は、指名・報酬委員会委員に再選され、就任いたしました。
 7. 社外監査役吉田修氏は、長年銀行、証券会社に勤務しており、営業、IPO準備、再建支援、業務監査等の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 社外取締役漆原良夫氏及び社外監査役若松巖氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 9. 当社は社外取締役漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏並びに社外監査役若松巖氏、吉田修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 10. 社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しております。

11. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2026年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	儘 田 康 弘	コーポレートスタッフ統括ユニット長
執 行 役 員	山 中 晋	ヒューマンリソース統括ユニット長
執 行 役 員	松 木 隆 憲	ヘルスケアビジネス統括ユニット長
執 行 役 員	岸 本 一 彦	ソリューション統括ユニット長
執 行 役 員	丸 山 隆 道	カスタマセールス統括ユニット長
執 行 役 員	石 田 尚 大	テクニカルサポートセンター長
執 行 役 員	松 本 知 祐	東日本ブロック統括支店長
執 行 役 員	盛 田 和 明	西日本ブロック統括支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該最低責任限度額を超える部分については、損害賠償責任その他の責任を負わないものとするしております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬の基本方針を定めており、概要は以下のとおりであります。

〈基本方針〉

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ企業文化と融合したものであること。

役員にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること。

当社が経営を担う者に求める『経営人材のあるべき姿』に適う人材を確保できる報酬であること。

株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること。

報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること。

〈役員報酬の構成〉

1. 固定報酬

固定報酬は、役位に応じた基本報酬を基礎として、代表権やCEO、COO等の役割に応じた加算を行い、個人別に決定しております。

2. 業績連動報酬（役員賞与）

業績連動報酬は、基本報酬の一定割合を基準とし、全社業績、担当部門の業績（該当する場合）及び定性的評価を総合的に勘案して算定しております。

評価指標には、売上高、営業利益、当期純利益等の定量指標に加え、経営目標の達成状況等を踏まえた定性的評価を含めております。

定性的評価については、本人による一次評価、社長による二次評価を経たうえで、指名・報酬委員会において最終評価を決定しております。

なお、業績連動報酬には役位ごとの支給上限を設けております。

〈報酬決定プロセス〉

取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内で、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会において決定しております。これにより、報酬決定の透明性及び客観性確保を図っております。

※本方針は、2025年3月26日開催の取締役会において決議いたしました。

【ご参考 2027年3月期以降の役員報酬等の内容の決定に関する方針等】

当社は、役員報酬のあり方について、独立社外取締役を中心とする指名・報酬委員会において慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、取締役の中長期的な業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との価値共有を一層進めることが重要であるとの認識に至り、2026年5月28日開催の取締役会にて、社外取締役を除く取締役を対象に、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

当社の取締役の報酬は、現在、役職や職責に応じて支給される固定報酬及び単年度の業績に連動する役員賞与により構成されていますが、これらに加えて、本制度を導入することにより、中期経営計画の達成及び中長期的な企業価値向上に向けた取締役のコミットメントを一層高めることを目的としています。

当社は、同日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は以下のとおりであります。

〈基本方針〉

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ企業文化と融合したものであること。

役員にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること。

当社が経営を担う者に求める『経営人材のあるべき姿』に適う人材を確保できる報酬であること。

株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること。

報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること。

〈役員報酬の構成〉

1. 固定報酬

固定報酬は、役位に応じた基本報酬を基礎として、代表権やCEO、COO等の役割に応じた加算を行い、個人別に決定いたします。

2. 業績連動報酬（役員賞与）

業績連動報酬は、基本報酬の一定割合を基準とし、全社業績、担当部門の業績（該当する場合）及び定性的評価を総合的に勘案して算定いたします。

評価指標には、売上高、営業利益、当期純利益等の定量指標に加え、経営目標の達成

状況等を踏まえた定性的評価を含めております。

定性的評価については、本人による一次評価、指名・報酬委員会において最終評価を決定いたします。

なお、業績連動報酬には役位ごとの支給上限を設けております。

3. 株式報酬

株式報酬は、業績条件型の譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上、株主の皆様との価値共有、業績に対するコミットメントを持たせること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、基本報酬の一定割合を基準とし、原則として当社の中期経営計画に対応する期間である3年に1度、付与いたします。

株式報酬は、取締役（社外取締役を除く。）が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社の定める業績目標を達成することを条件として、譲渡制限が解除されます。業績目標は、中期経営計画に掲げる主要な経営指標（売上高、営業利益率）その他当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）又はこれらの指標の成長率を達成したことを条件といたします。

〈報酬割合〉

取締役（社外取締役を除く）の報酬割合は、標準的な業績目標等を達成した場合の一定の基準として、固定報酬が約7割、業績連動報酬（役員賞与）が約2割、株式報酬が約1割を別途といたします。

〈報酬決定プロセス〉

取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内で、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会において決定いたします。これにより、報酬決定の透明性及び客観性確保を図ります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の定時株主総会にて、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役4名）であります。

監査役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の定時株主総会にて、年額30百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立役員である社外取締役が関与することにより、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、2024年1月26日開催の取締役会において取締役会の任意の諮問機関として、委員長を社外役員とし社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しました。

これにより2025年7月から2026年6月までの取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会への諮問とその答申内容をもとに2025年6月20日開催の取締役会において決定されました。取締役会は報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された基本方針と整合しており、当該基本方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、業務分担の状況等を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	155 (12)	126 (12)	28 (-)	- (-)	9 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	18 (4)	18 (4)	-	-	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	173 (16)	144 (16)	28 (-)	- (-)	13 (6)

- (注) 1. 上記には、2025年6月20日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 当期末現在の取締役員数は8名（うち、社外取締役は4名）及び監査役員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

⑥ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第7期定時株主総会において、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、8,700,000円、監査役1名に対し、2,400,000円の役員退職慰労金を支給しております。

⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役漆原良夫氏は、漆原良夫法律事務所代表、株式会社読売ニュースサービス顧問、パイオネット・ソフト株式会社顧問、株式会社フォーエヌ顧問、株式会社アイザック顧問を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役根本紀行氏は、根本紀行公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役伊藤憲太郎氏は、Fairy Devices株式会社非常勤監査役及び株式会社ボンマックス非常勤監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役ホームマン由佳氏は立正大学経済学部・同大学大学院経済学研究科教授及び株式会社ジーワン・コミュニケーションズ取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役若松巖氏は、藤村・若松・柳生法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉田修氏は、キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社非常勤監査役、キャピタル・パートナーズ証券株式会社非常勤監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 漆 原 良 夫	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また指名・報酬委員会7回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士及び元国会議員としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べております。特に、契約書の内容については詳細を確認しております。当事業年度においても支店移転の決議に際しては、賃貸借契約書の内容について、適切な助言をしました。また、規程改定に際してはその内容の正当性について、客観的かつ広範な視野から適宜必要な助言や確認を行っております。従業員相談窓口の運用状況等のコンプライアンス体制等についても、適宜確認及び助言を行う等、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 根 本 紀 行	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また指名・報酬委員会7回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての経験によって培われた幅広い視点から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に決算内容について適宜必要な助言や確認を行い、広報活動についても掲出広告を現地で見学し、印象や改善点、費用対効果等について適切な助言をする等、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊藤 憲太郎	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また指名・報酬委員会7回の全てに出席いたしました。</p> <p>経歴に裏付けされた経験と上場企業及びコーポレートガバナンス・コードに関する豊富な知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べております。特に中期経営計画の進捗や株式分割の実行、IR活動については、客観的かつマーケットの視点も含めて適宜必要な確認や提言を行い、更に内部統制についても適切な指摘、助言を行う等、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で社員の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 ホーマン 由佳	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、指名・報酬委員会7回の全てに出席いたしました。</p> <p>大学教授としての学術活動、日頃の学生への教育やコミュニケーションを通して得た知見等に基づき、当社のサステナビリティや人材採用、研修及び従業員エンゲージメント向上への取り組みに対し、適宜必要な助言を行っております。特に人材採用については、学生と接するなかで感じる就活生の傾向も含め、当社の採用活動に有益な助言をしており、経営の意思決定の妥当性、適正性に加え、多様性という観点を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>更に決算短信の英文開示にあたっては語学力を活かし、英訳の整合性についての確認、助言をしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で社員の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 若松 巖	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査及びコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 吉 田 修	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>経歴に裏付けされた豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査及びコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場にゆだねるものと考えており、当社株式の大量買付を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば何ら否定するものではありません。しかしながら、当社との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされぬまま一方的に株式の大量買付が行われることは、企業価値が毀損される可能性があり、適当でないと考えます。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーと円滑な関係を構築することにより社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに株主の皆様の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしていませんが、今後、当社株式について大量買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かの判断や取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保する、買付者と交渉を行うことを可能とする等、当社の企業価値と株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための検討が必要であると考えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益を株主の皆様に適切に還元し、ご支援に報いることを第一に、将来にも安定した配当を継続できるよう企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ配当することを基本方針としております。

具体的には、年間配当性向30%を目標として上記基本方針に基づき配当を実施していく予定であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、普通株式1株につき43円とさせていただきます。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,392,076	流動負債	4,706,927
現金及び預金	1,495,527	買掛金	1,845,412
受取手形	1,718	短期借入金	700,000
電子記録債権	27,923	未払法人税等	182,777
売掛金	4,494,961	未払消費税等	163,195
契約資産	215,359	未払費用	694,781
棚卸資産	445,239	前受金	583,410
前払費用	259,275	預り金	28,707
預け金	161	賞与引当金	354,453
立替金	599	役員賞与引当金	28,705
未収金	88,620	リース債務	120,048
リース投資資産	365,201	資産除去債務	5,433
仮払金	607	固定負債	1,787,890
貸倒引当金	△3,117	退職給付引当金	1,163,775
固定資産	1,376,626	長期未払金	135,005
有形固定資産	297,997	長期リース債務	376,068
建物附属設備	277,041	資産除去債務	113,040
工具、器具及び備品	135,434		
リース資産	138,723	負債合計	6,494,818
減価償却累計額	△253,201	(純資産の部)	
無形固定資産	84,319	株主資本	2,273,884
ソフトウェア	81,729	資本金	183,120
電話加入権	2,590	資本剰余金	83,120
投資その他の資産	994,309	資本準備金	83,120
敷金・保証金	335,585	利益剰余金	2,537,601
長期前払費用	117,912	利益準備金	25,000
繰延税金資産	508,593	その他利益剰余金	2,512,601
その他	32,217	繰越利益剰余金	2,512,601
資産合計	8,768,702	自己株式	△529,957
		純資産合計	2,273,884
		負債純資産合計	8,768,702

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,383,783
売 上 原 価	14,881,362
労 務 費	4,933,851
商 品 売 上 原 価	5,412,572
外 注 費	4,534,938
売 上 総 利 益	4,502,420
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,589,019
営 業 利 益	913,401
営 業 外 収 益	16,930
受 取 利 息	3,098
保 守 契 約 解 約 益	6,218
雑 収 入	7,613
営 業 外 費 用	3,990
支 払 利 息	881
雑 損 失	3,108
経 常 利 益	926,342
特 別 損 失	2,243
減 損 損 失	2,127
固 定 資 産 除 却 損	116
税 引 前 当 期 純 利 益	924,098
法人税、住民税及び事業税	261,129
法 人 税 等 調 整 額	△12,183
当 期 純 利 益	675,152

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社SHINKO
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見	寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚	弘毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHINKOの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社SHINKO 監査役会
常勤監査役 森 洵 琢 磨 ㊟
社外監査役 若 松 巖 ㊟
社外監査役 吉 田 修 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第12期の期末配当を致したいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金43円と致したいと存じます。
なお、この場合の配当総額は202,267,614円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月22日と致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行定款第23条では、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長と規定しておりますが、経営の執行と監督を分離し、取締役会の経営監督機能（モニタリング機能）を強化するという観点から、これを取締役会長に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長</u> に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の内容につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で審議の上、答申した内容に基づく取締役会の決議により決定していません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	
1	ふく ども たい ぞう 福 留 泰 蔵	代表取締役会長	【再任】
2	むら かみ よし ひと 村 上 芳 仁	代表取締役社長	【再任】
3	ほし の たつ や 星 野 達 也	取締役	【再任】
4	うるし ばら よし お 漆 原 良 夫	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
5	ね もと のり ゆき 根 本 紀 行	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
6	い どう けんたろう 伊 藤 憲太郎	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
7	ホームマン ゆか 由佳	取締役	【再任】 【社外】 【独立】

【再任】 再任取締役候補者、【社外】 社外取締役候補者

【独立】 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふく ども たい ぞう 福 留 泰 蔵 (1953年4月25日)	1979年4月 日本金属株式会社 入社 1982年2月 株式会社本田技術研究所 入社 1993年7月 衆議院議員 当選 2001年4月 株式会社エース商事 (現 株式会社エース電研) 入社 2005年3月 株式会社新興製作所 出向 2005年7月 同社取締役兼営業本部長就任 2006年7月 日本オンライン整備株式会社 取締役就任 2006年9月 当社 取締役就任 (非常勤) 2008年7月 株式会社新興製作所 常務取締役兼営業本部長就任 2009年6月 当社 代表取締役社長執行役員就任 2016年12月 株式会社ヒューマンサービス 代表取締役社長就任 (現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員就任 (現任) 2026年4月 代表取締役会長執行役員就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヒューマンサービス代表取締役社長	300,600株
【選任理由】 同氏は、2009年6月以降、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、長年にわたり当社の持続的な発展に尽力してきました。当社の事業活動全般に関して、豊富な経営経験と高度な専門知識を有し、当社業務に深く精通しています。2026年4月に代表取締役会長に就任した後は、これまで培ってきた経営経験を生かし、経営全体の監督を担うとともに、代表取締役社長に対する適切な助言・支援を行うことで、当社の継続的な企業価値向上に一層貢献することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	むら 村 かみ 上 よし 芳 ひと 仁 (1965年1月26日)	1986年4月 当社 入社 2010年9月 水戸支店長就任 2011年4月 名古屋支店長就任 2014年10月 札幌支店長就任 2015年4月 経営企画室長就任 2019年1月 執行役員 経営企画室長就任 2023年6月 取締役執行役員 経営企画室長就任 2024年6月 取締役執行役員 経営企画室長 兼 コーポレートスタッ フ統括ユニット担当就任 2025年4月 取締役執行役員 経営企画室担当 兼 コーポレートスタ ッフ統括ユニット担当就任 2025年6月 常務取締役執行役員 経営企画室担当 兼 コーポレートスタ ッフ統括ユニット担当就任 2026年4月 代表取締役社長執行役員就任 (現任)	7,200株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、現場での豊富な勤務経験に加え、長年にわたり経営企画室長を務め、当社の事業および業務全般に精通しています。2023年3月の上場に際しては、当社経営に対する深い理解を基盤として、優れた分析能力、的確な説明力、ならびに将来を見通す洞察力を十分に発揮し、上場の実現に大きく貢献しました。2026年4月に代表取締役社長に就任し、これまで培ってきた経験と能力を一層発揮することが期待されることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ほし の たつ や 星 野 達 也 (1969年3月30日)	1989年4月 当社 入社 2011年4月 東ブロック営業部 ゼネラルマネージャー就任 2018年1月 ソリューション営業本部 ソリユーショ ン営業部長就任 2019年1月 ソリューション事業統括ユニット パー トナー事業本部長就任 2020年4月 執行役員 ICTソリューション統括ユニット長就任 2022年4月 執行役員 ソリューション統括ユニット長就任 2023年6月 取締役執行役員 ソリューション統括ユニット長 兼 カスタマセールス統括ユニット担当 就任 2024年4月 取締役執行役員 ソリューション統括ユニット担当 兼 カスタマセールス統括ユニット担当 就任 2025年6月 取締役執行役員 ソリューション統括ユニット担当 兼 カスタマセールス統括ユニット担当 兼 テクニカルサポートセンター担当 就任 (現任)	3,000株
<p>【選任理由】 同氏は、営業部門での勤務経験を積み、当社執行役員就任後は、ソリューション統括ユニット長として当社の企業価値の向上に尽力してきました。今後もその豊富な経験と高度な知識を活かした経営手腕を発揮することを期待して、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	うるし ばら よし お 漆 原 良 夫 (1944年11月18日)	1971年4月 東京弁護士会 弁護士登録 1981年4月 漆原良夫法律事務所開設 (現任) 1985年3月 株式会社読売ニュースサービス 顧問就任 (現任) 1990年3月 パイオネット・ソフト株式会社顧問就任 (現任) 1996年10月 衆議院議員 当選 2017年11月 公明党 顧問就任 2018年3月 株式会社フォーエヌ 顧問就任 (現任) 2018年3月 株式会社アイザック 顧問就任 (現任) 2018年3月 医療法人社団健志会 顧問就任 2019年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 漆原良夫法律事務所 代表 株式会社読売ニュースサービス 顧問 パイオネット・ソフト株式会社 顧問 株式会社フォーエヌ 顧問 株式会社アイザック 顧問	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、衆議院議員として長年にわたり国政に携わった経験があり、幅広い見識を有する弁護士です。当社以外の会社経営に直接関与した経験は有していないものの、当社のコンプライアンス体制の構築及び維持に対する助言や監督を引き続き期待し、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	ね も と の り ゆ き 根 本 紀 行 (1974年10月31日)	1997年4月 日本通運株式会社 入社 2006年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監 査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録 2018年8月 根本紀行公認会計士事務所開業(現任) 2019年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員就任(現任) (重要な兼職の状況) 根本紀行公認会計士事務所 代表	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、大手監査法人に勤務していた経験を有し、専門的かつ豊富な知識を有する公認会計士です。当社以外の会社経営に直接関与した経験は有していないものの、専門的見地からの当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			
6	い どう けん た ろ う 伊 藤 憲 太 郎 (1956年5月19日)	1979年4月 大和証券株式会社 入社 2004年2月 大和証券SMBC株式会社 公開引受部長 就任 2007年4月 大和証券SMBC株式会社 公開引受担当 兼制度商品担当参与就任 2010年4月 大和証券株式会社 常勤監査役就任 2017年5月 株式会社ボンマックス 非常勤取締役就 任 2020年3月 Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 就任(現任) 2020年4月 株式会社ボンマックス 非常勤監査役就 任(現任) 2022年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員就任(現任) (重要な兼職の状況) Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 株式会社ボンマックス 非常勤監査役	1,000株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、大和証券株式会社にて約26年間新規上場業務等に従事し、株式市場に関する豊富な知識を有しています。また、常勤監査役としても豊富な知識、経験があります。証券市場、コンプライアンス及びコーポレートガバナンス・コードについて、引き続き専門的見地からの監督、助言等を期待し、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	ホ ー マ ン 由 佳 (1963年12月4日)	1989年4月 ヴァージンアトランティック航空 客室乗務員 1990年10月 役員秘書、企業内通訳、会議通訳の業務 に従事 1997年4月 多摩大学、日本大学、東京都市大学、成 蹊大学、聖心女子大学、青山学院大学 非常勤講師 2002年9月 株式会社ジーワン・コミュニケーション ズ入社 企業研修コーディネーター 兼 英語研修講師 2010年4月 立正大学経済学部、同大学大学院経済学 研究科 特任准教授就任 2012年4月 立正大学経済学部、同大学大学院経済学 研究科 准教授就任 2017年11月 株式会社ジーワン・コミュニケーション ズ 取締役就任 (現任) 2018年4月 立正大学経済学部、同大学大学院経済学 研究科 教授就任 (現任) 2024年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 2024年7月 指名・報酬委員会委員就任 (現任) (重要な兼職の状況) 立正大学経済学部・同大学大学院経済学研究科 教授 株式会社ジーワン・コミュニケーションズ 取締役	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、学生への教育や学術活動を通し、人材育成についての高度なスキルと専門的な知見を有する大学教授です。また、事業会社の取締役として企業経営についての経験と知見を有しています。職歴、ジェンダーを含め取締役会の多様性を高めるだけでなく、当社の人材教育、経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。諸氏が再任された場合は、当社はこの4氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏は、現在、当社の社外取締役であります。諸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって漆原良夫氏が7年、根本紀行氏が7年、伊藤憲太郎氏が4年、ホーマン由佳氏が2年となります。
5. 当社は、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、諸氏の再任が承認された場合は、諸氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者の株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 福留泰蔵氏は、当社の株主である株式会社ヒューマンサービスの代表取締役社長であります。

(ご参考) 取締役候補者の主な経験分野（スキルマトリックス）

取締役候補者の主な経験分野は次のとおりであります。

氏 名	専 門 性 ・ 経 験					
	企業経営	IT	営業	財務・会計	人事・人材 開発	法務・リスク マネジメント
福 留 泰 蔵	○	○	○			○
村 上 芳 仁	○	○	○	○	○	○
星 野 達 也	○	○	○			
漆 原 良 夫 【社外】 【独立】						○
根 本 紀 行 【社外】 【独立】				○		
伊 藤 憲 太 郎 【社外】 【独立】	○			○		○
ホーマン 由 佳 【社外】 【独立】	○		○		○	

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月20日開催の第5期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることにつき、ご承認いただいております。今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めること、並びに、業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、当該報酬枠とは別枠で、以下のとおり、対象取締役に対し、新たに業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は当社の中期経営計画に連動する期間である3年分の報酬としては120千株以内（1年当たり40千株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の報酬枠とは別枠で、3年分の報酬としては60百万円以内（1年当たり20百万円以内）といたします。ただし、中期経営計画の期間中に本制度に基づく株式を交付する場合には、中期経営計画の残りの年数に1年当たりの上限金額・上限株式数を乗じた数値をそれぞれ上限として株式を発行するものとします。これらの上限株式数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、その比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象取締役数は3名となる予定であります。

また、本制度に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が、1年以上の期間として当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、中期経営計画に掲げる主要な経営指標（売上高、営業利益率）その他当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）又はこれらの指標の成長率を達成したことを条件（以下「業績条件」といいます。）として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。
- (4)当社は、役務提供期間が満了した時点において、対象取締役が保有する本割当株式の数から、業績条件の達成率を踏まえて当社の取締役会が予め定めた譲渡制限の解除率を対象取締役が当該時点で保有する本割当株式の数に乗じて算定された本割当株式の数を引いた数の本割当株式を、当然に無償で取得する。

- (5)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。
- (6)当社は、譲渡制限期間中に、①対象取締役が当社の取締役会が定める一定以上の刑に処せられた場合、②対象取締役について適用ある法令上の倒産手続の申立て若しくは、適用ある法令上の執行・保全に関する手続の申立てを受け、又は公租公課の滞納に係る処分を受けた場合、③対象取締役が当社又は当社子会社の事業と競業する業務に従事する等の行為を行った場合、並びに、④対象取締役において法令、当社及び当社子会社の社内規則等又は本割当契約に違反した場合等に、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、本割当株式を無償で取得する事由については、本割当契約において定める。
- (7)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、役員提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び業績条件の達成状況を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について譲渡制限を解除し、又は、無償で取得する。
- (8)上記(7)に規定する場合においては、当社は、上記(7)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【業績条件型譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、対象取締役に対して業績条件型譲渡制限付株式を付与し、又は、業績条件型譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給するものです。

当社は2026年5月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は「事業報告 4. 会社役員 の状況 (5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案に基づく業績条件型譲渡制限付株

式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に係る本制度に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限が発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は約0.727%であり、その希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲I
TEL 03-3842-2121



交通	つくばエクスプレス	「浅草駅」 A 2 出口	徒歩 1 分
	東京メトロ銀座線	「田原町駅」 3 番出口	徒歩 7 分
	東武スカイツリーライン	「浅草駅」 松屋出口	徒歩 10 分
	都営地下鉄浅草線	「浅草駅」 A 4 出口	徒歩 13 分